

# 年金生活者支援給付金の請求書（はがき型）の提出

基礎年金を受給されている方で、令和2年分の所得額が低下したこと等により、**新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる方**へ、請求書（はがき型）を順次お送りしています。

**手続方法** 日本年金機構からお送りしている封筒の中に入っている請求書（はがき型）に、お名前等を記入して切手を貼って返送してください。



**支給金額** お送りしている請求書（はがき型）の裏面に、請求した場合に支給される見込額（月額）を記載していますのでご確認ください。

**紛失された場合** 日本年金機構から届いた封筒や請求書（はがき型）を紛失された場合は、市民課年金係または幡多年金事務所にお問い合わせください。

 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。  
「年金給付金専用ダイヤル」 ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）

# 令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出

公的年金等から支給される年金のうち、老齢または退職により支給される年金は雑所得として所得税がかかります。なお、障害年金、遺族年金には税金はかかりません。

**所得税の課税対象** 次の金額の老齢年金を受け取られる方です。

- 65歳未満の方 108万円以上
- 65歳以上の方 158万円以上

**扶養親族等申告書** 9月17日（金）より順次、日本年金機構からお送りしています。  
令和4年2月以降にお支払いする年金から源泉徴収される所得税について、配偶者控除等、各種控除を受ける際に必要な申告書となります。

**申告書が届いたら** 内容を確認のうえ、記載されている期限内に提出をお願いします。  
（期限内に間に合わない場合でも、なるべく早く提出をお願いします。）

※各種控除に該当しない方（受給者本人が障害者・寡婦等に該当せず、控除対象となる配偶者または扶養親族がいない方）は、扶養親族等申告書を提出する必要はありません。

※源泉徴収の対象者とならない方には、扶養親族等申告書をお送りしておりません。

 ご不明な点がある場合は「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」 ☎ 0570-081-240

**問** 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616（自動音声案内）（ページ内すべて）

日本年金機構幡多年金事務所による

## 年金相談

**問** 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616

**日時** 10月19日（火）  
9時30分～12時、13時～15時

- 必要なもの**
- 年金手帳や年金証書
  - 年金の手続きであれば送られてきた書類一式
  - 本人確認ができるもの
  - マイナンバーの分かるもの

**場所** 宿毛市役所 **受付** 市民課年金係

**予約** 幡多年金事務所へ**直接予約のお電話** **代理人の場合**  
をしてください。  
ご予約はお早めに。

- 委任状
  - 委任者と代理人の本人確認ができるもの
- ※詳細については、予約の際にお尋ねください。